

一般廃棄物収集運搬業許可証

株式会社 ダイゼン  
代表取締役 前島 聡 様

守谷市長 松丸 修久



令和元年7月8日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、  
守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第37条第6項の規定に  
より次のとおり許可する。

業務の区分	収集・運搬
許可の期間	平成31年3月23日から 平成33年3月22日まで
取扱一般廃棄物の種類	可燃物・不燃物
営業の区域	守谷市全域
搬入先	常総環境センター
・使用許可車両	つくば830え800

許可の条件

- 1, この許可証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- 2, この許可証は許可期限が切れたとき又は不用になったときは、直ちに返却しなければならない。
- 3, 法令・条例・規則及び上記事項に違反し又は市長の指示に従わないときはこの許可を取り消すことがある。